

総務省行政相談センター

まくみみ岡山

平成30年7月豪雨災害
被災者の皆様への生活支援
窓口案内（ガイドブック）

平成30年7月豪雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
総務省岡山行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお
問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に
関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお
気軽にご利用ください。

給水、廃棄物（ごみ）に関する情報等については、お住まいの市町村にご確認く
ださい。

- 電話による相談受付： 8：30～17：15（土日祝日を含む）

フリーダイヤル 0800-300-2100（通話料無料）

※ 一部のIP電話等は利用できない場合があります。

この場合、常設の行政相談専用ダイヤル086-224-1100（要通話
料）をご利用ください。

- 来所による相談受付：平日8：30～17：15

住所：岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎3階
総務省行政相談センター きくみみ岡山

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

086-221-5661



（注）ガイドブックの情報は、平成30年7月20日時点の情報で作成しています。

まくみみ岡山



総務省行政相談センター

総務省 岡山行政監視行政相談センター

岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎3階

岡山行政監視行政相談センター 主任行政相談官室

電話：086-224-1100 FAX：086-221-5661

(注) 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当センターホームページに掲載してまいります。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/okayama.html>

災害救助法適用市町村：岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町

生活再建支援法適用：岡山県

【特定非常災害の指定】

平成30年7月豪雨災害が特定非常災害に指定されました。

- ① 運転免許のような許認可等について存続期間（有効期間）が最長で平成30年11月30日（金）まで延長されます。

平成30年6月28日以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。

- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（平成30年9月28日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）



<総務省特設ページ>

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000283.html

目 次

No.	支援策、手続きの名称等	頁
1	り災証明の発行	1
2	被災者生活再建支援金の支給	3
3	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	4
4	雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金	4
5	災害援護資金の貸付	5
6	生活福祉資金の貸付	5
7	住宅の建設、補修等の融資	5
8	被災住宅の応急修理等	5
9	被災者のための住宅提供	6
10	法律相談等の窓口	8
11	消費生活相談窓口	9
12	運転免許証の更新、再交付	9
13	預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	10
14	住宅ローンの返済	10
15	損害保険	10
16	生命保険の契約内容	10
17	医療機関の受診、介護サービスの利用	10
18	車検証の有効期間の伸長	11
19	年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	11
20	登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	12
21	会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合	13
22	自動車の廃車手続き等	13
23	国税の特別措置	13
24	県税の特別措置	14
25	市町村税の特別措置	14
26	税についての相談	15
27	公共料金の減免措置等	15
28	奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付	15
29	労働保険	16
30	中小企業者を対象とした相談窓口	17
31	こころの悩みや健康に関する相談	18
32	子ども、妊婦の支援情報	18
33	外国人の方への情報提供	19
34	災害時の発達障害にある方の支援	19
35	農林漁業関係の災害復興	20
36	災害ボランティア	20
37	ペット動物に関する相談窓口	20

相談先、支援策等の情報

1 リ災証明書の発行

- ◆ 「リ災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村における「リ災証明」の相談窓口は以下のとおりです。
(発行には、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。)

自治体名	部 署	電 話
岡山市	北区 北区役所市民保険年金課 御津支所総務民生課 建部支所総務民生課	086-803-1118 086-724-1111 086-722-1112
	中区 中区役所市民保険年金課	086-901-1615
	東区 東区役所市民保険年金課 瀬戸支所総務民生課	086-944-5017 086-952-1112
	南区 南区役所市民保険年金課 灘崎支所総務民生課	086-902-3515 086-363-5201
	※ 上記のほか、岡山市では被災者支援臨時窓口（災害ゴミ、罹災証明、し尿収集、消毒、衛生相談）を開設しています。 【開設場所】 ゆめタウン平島店 2 階 (岡山市東区東平島 163)	086-944-5100
	倉敷市	本庁 1 階国民健康保険課前臨時窓口（真備・倉敷地区の方） 水島支所福祉課（真備・水島地区の方） 児島支所福祉課（真備・児島地区の方） 玉島支所福祉課（真備・玉島地区の方） 真備総合公園体育館管理室前ホール（真備地区の方）
津山市	社会福祉事務所生活福祉課 【受付場所】 市役所本庁 1 階生活福祉課 各支所市民生活課（阿波出張所は地域振興課）	0868-32-2063
玉野市	本庁舎 1 階税務課 平日（水曜日以外）8:30～17:15 水曜日 8:30～19:00	0863-32-5510
笠岡市	7/10（火）～7/31（火）の期間 ・地域福祉課（月～金 8:30～17:15）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・北川公民館（月～金 9:00～17:00） ・吉田文化会館（月～金 8:30～17:15） ・金浦公民館（火～土 9:00～17:00） 	0865-69-2133
井原市	協働推進課危機管理係 芳井支所 美星支所	0866-62-9550 0866-72-0110 0866-87-3111
総社市	総社市役所セントラルロビー （9:00～17:00） 山手出張所 （9:00～17:00） 清音出張所 （9:00～17:00） 西出張所 （9:00～17:00） 北出張所 （9:00～17:00） 災害対策本部下原出張所 （8:00～20:00） 災害対策本部昭和出張所 （8:00～20:00） ※ 災害対策本部出張所については、 閉鎖するまで当分の間開設	0866-92-8200 0866-92-1241 0866-94-0111 0866-96-0420 0866-95-8706 080-2300-3770 080-5060-9805
高梁市	福祉課高齢福祉係	0866-21-0265
新見市	総務課総務係 4支局、12市民センター	0867-72-6204
備前市	総務課	0869-64-1807
瀬戸内市	危機管理課 各支所、出張所	0869-22-3904
赤磐市	本庁くらし安全課 赤坂支所市民生活課 熊山支所市民生活課 吉井支所市民生活課 仁堀出張所	086-955-2650 086-957-2226 086-995-1211 086-954-1183 086-958-2101
真庭市	市役所本庁危機管理課 蒜山振興局 北房振興局 落合振興局 勝山振興局 美甘振興局 湯原振興局	0867-42-1126 0867-66-2511 0867-52-2111 0867-52-1111 0867-44-2607 0867-56-2611 0867-62-2011
美作市	危機管理室 各総合支所地域福祉係	0868-72-111
浅口市	本庁生活環境部税務課 金光総合支所市民生活課 寄島総合支所市民生活課	0865-44-9040 0865-42-7300 0865-54-5113
和気町	危機管理室	0869-93-1123
早島町	総務課	086-482-0611

里庄町	総務課	0865-64-3111
矢掛町	町民課 8:30~17:15 (土・日除く)	0866-82-1011
新庄村	総務企画課	0867-56-2626
鏡野町	住民税務課	0868-54-2985
勝央町	総務部 8:30~17:00 (土・日・祝祭日除く)	0868-38-3111
奈義町	総務課	0868-36-4111
西粟倉村	総務企画課	0868-79-2111
久米南町	税務住民課	086-728-2113
美咲町	総務課	0868-66-1111
吉備中央町	総務課	0866-54-1313

2 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の災害で、生活再建支援法の適用を受けた地域で住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊(上記 ④)
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給されます。
 - ・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円
 - ・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円
 - ・ 生計維持者が重度の障害を受けられた場合 250万円
 - ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けられた場合 125万円
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

4 雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。
- ◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます(一定の要件があります)。詳しくは、最寄りのハローワークまたは岡山労働局職業安定課(086-801-5103)にお問合せください。
- ◆ 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。
詳しくは、岡山労働局職業対策課助成金事務室(086-238-5301)又は事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク岡山	岡山市北区野田1-1-20	086-241-3222
ハローワーク津山	津山市山下9-6 津山労働総合庁舎	0868-22-8341
ハローワーク津山美作出張所	美作市林野67-2	0868-72-1351
ハローワーク倉敷中央	倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
ハローワーク倉敷中央総社出張所	総社市中央3-15-111	0866-92-6001
ハローワーク倉敷中央児島出張所	倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
ハローワーク玉野	玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
ハローワーク和気	和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
ハローワーク和気備前出張所	備前市東片上227	0869-64-2340
ハローワーク高梁	高梁市段町1004-13	0866-22-2291
ハローワーク高梁新見出張所	新見市高尾2379-1	0867-72-3151
ハローワーク笠岡	笠岡市笠岡5891	0865-62-2147
ハローワーク西大寺	岡山市東区河本町325-4	086-942-3212

5 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

6 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

7 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

・住宅金融支援機構 お客様コールセンター:0120-086-353(通話料無料)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っています。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

8 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります。

- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
 - ※ 全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ・ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しないこと
 - ・ 自ら修理する資力が無いこと(半壊の方)

- ◆ 本制度を利用した場合、岡山県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する「みなし仮設住宅」には入れなくなるため、この点についてよくご検討の上ご利用ください。

- ◆ 平成30年7月20日現在で、今回の災害に関して「被災住宅の応急修理」の申請の受付を開始している市町村は次のとおりです。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。そのほかの市町村については、受付の準備が整うまでしばらくお待ちください。

○「被災住宅の応急修理」の受付開始情報

県、市等	問合せ先等	受付開始日
岡山市	建築指導課(TEL:086-803-1446) 住宅課(TEL:086-803-1466)	7月23日
倉敷市	建築部建築指導課(本庁舎7階)(TEL:086-426-3501) ※ 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分 休日(土・日・祝・年末年始)を除く	7月23日
総社市	そうじゃ住まいの応援窓口(TEL:080-2300-1350)	7月20日
新見市	建設部都市整備課都計・住宅係(TEL:0867-72-6118)	7月20日
真庭市	都市住宅課(0867-42-7781)	7月20日

※ 上記以外の市町村については、各市町村担当課にご確認ください。なお、早島町、西粟倉村及び吉備中央町は、応急修理の対象となる住宅はありません。

9 被災者のための住宅提供

【公営住宅の支援】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

県、市等	問合せ先等
岡山市	住宅課管理係(電話:086-803-1471) (各区役所市営住宅窓口でも入居の申込みを受け付けます)
倉敷市	建築部住宅課(本庁舎6階)(電話:086-426-3531)
津山市	管理課(電話:0868-32-2090)
玉野市	都市計画課(電話:0863-32-5544)
笠岡市	都市計画課公営住宅係(電話:0865-69-2140)
井原市	建築住宅課(電話:0866-62-9527)
高梁市	まちづくり課住宅係(電話:0866-21-0237)
新見市	都市整備課(電話:0867-72-6118)
備前市	都市住宅課(電話:0869-64-1851)

瀬戸内市	建設課(電話:0869-22-2649)
赤磐市	建設課(電話:086-955-1485)
美作市	都市住宅課(電話:0868-72-6697)
早島町	建設農林課(電話:086-482-0614)
矢掛町	建設課(電話:0866-82-1014)
鏡野町	建設課(電話:0868-54-2989)
勝央町	税務住民部(電話:0868-38-3114)
吉備中央町	建設課(電話:0866-54-1319)

そのほかの市町村については、各公営住宅の担当課にお問い合わせください。

- ◆ 岡山県では、平成30年7月豪雨災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する事業を実施しています。

本事業の対象となるのは、災害救助法が適用された岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、里庄町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町、矢掛町の計18の市町村です。

詳しくは、各市町村が設置する次の受付相談窓口若しくは岡山県土木部都市局住宅課(086-226-7527)又は保健福祉部保健福祉課(086-226-7316)にお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話
岡山市	住宅課	086-803-1466
倉敷市	住宅課	086-426-3531
玉野市	都市計画課	0863-32-5544
笠岡市	都市計画課	0865-69-2140
井原市	建築住宅課	0866-62-9527
総社市	災害対策本部	0866-92-8570
高梁市	まちづくり課	0866-21-0237
新見市	都市整備課	0867-72-6118
瀬戸内市	危機管理課	0869-22-3904
赤磐市	建設課	086-955-1485
真庭市	危機管理課 都市住宅課	0867-42-1126 0867-42-7781
浅口市	まちづくり課	0865-44-9044
早島町	総務課 建設農林課	086-482-0611 086-482-0614
里庄町	総務課	0865-64-3111
矢掛町	建設課	0866-82-1014
鏡野町	くらし安全課	0868-54-2111
西粟倉村	総務企画課	0868-79-2111
吉備中央町	建設課	0866-54-1319

また、物件に関するお問合せについては、次の民間賃貸住宅借り上げ事業の取扱宅建業者にご相談ください。

- ・「住まいる岡山」 (<https://www.ok-smile.jp/>) の物件情報の詳細情報にある取扱店舗
- ・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 岡山中央支部(ケイ・イム内) TEL:086-441-4622
- ・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 岡山西支部(ワイ・ケイ興産内) TEL:086-430-6767

- ◆ 岡山県と旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定に基づき、要援護者(※)に対し、旅館やホテルの宿泊施設の提供を行っています(災害救助法の適用を受ける災害が発生し、県内で被害が発生した場合)。宿泊施設の利用料金は、岡山県が負担します。

※ 「要援護者」とは、乳幼児(小学校入学前)、妊産婦、障害者(原則、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者)、高齢者などで、避難所での生活に特別な配慮が必要な方です。

詳しくは、岡山県保健福祉部生活衛生課(TEL086-226-7335)にお問合せください。

- ◆ 国土交通省のホームページにおいて、被災者の住まいの確保のため、公営住宅等、UR賃貸住宅及び民間賃貸住宅((公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会調べ)について、提供可能戸数及び問い合わせ先の一覧を情報提供しています。

※ 詳しくは国土交通省のホームページをご確認ください。

URL:http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000061.html

10 法律相談等の窓口

- ◆ 法テラス岡山では、生活再建に必要な法律のほか、金銭、相続など民事に関する問題について、無料法律相談(被災者法律相談援助)を実施しています。対象となる要件は以下のとおりです。

- ① 平成30年6月28日(平成30年7月豪雨発災日)において、災害救助法適用区域内に、住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民(又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人)であること(法人は対象になりません)。
- ② 平成30年7月14日から平成31年6月27日までの間に被災者法律相談援助の申込みがなされていること(利用者が同期間内に援助申込書を提出していることが必要となります)。
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること。

- ・ 受付時間は9:00~17:00で、電話での事前予約が必要です。
- ・ 被災者法律相談援助では資力は問いません。
- ・ 刑事事件は対象になりません。
- ・ 1人の相談者に対する相談は、同一問題につき、一般法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助と合わせて、3回までとなります。

※ 詳しくは、法テラス岡山(TEL 050-3383-5491)にお問合せください。

- ◆ 岡山弁護士会では、「災害法律相談無料電話相談ダイヤル」を設置するとともに、県内10か所の法律相談センターにおいて、今回の災害に関連する法律相談に無料で応じています。法律相談センターでの相談は、あらかじめ予約が必要です。詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。

- ・災害法律相談無料電話相談ダイヤル:0120-888-769
平成30年7月11日(水)12:00～平成30年7月31日(火)
※土・日・祝日を含め12:00～16:00
- ・面談による無料法律相談(要予約)
予約受付番号:086-234-5888(平日9:00～17:00)

11 消費生活相談窓口

- ◆ 国民生活センターでは、平成30年7月豪雨の被災地域および被災者の方を対象として、「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」を開設し、岡山県からつながるフリーダイヤル(通話料無料)で、消費生活に関する相談を受け付けています。

【相談受付時間】 10時～16時(土曜日曜祝日含む)

【相談特設番号】 フリーダイヤル:0120-7934-48

※ 050から始まるIP電話からはつながりません。

※ 「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」は、03-5793-4110でも受け付けており、IP電話からもつながりますが、その際の通話料は相談される方の負担となりますのでご注意ください。

【相談例】

- ・ 「清掃に来ました」、「何か困っていることはありませんか」などと、公的機関やボランティアを装い、頼んだ後で法外な料金を請求する。
- ・ 豪雨で壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金の額で行う」と言う業者が信用できない。
- ・ 住んでいるアパートが豪雨により雨漏りするようになり、修理しても直らない。このまま家賃を払わなければいけないか。
- ・ 訪問してきた工事業者に「大雨で屋根が壊れている。すぐに工事をしないとまた雨が降ったら雨漏りする」と言われた。

12 運転免許証の更新、再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。被災された方は運転免許証の再交付が無料でできます。
- ◆ 詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。

岡山県運転免許センター	086-724-2200	岡山市北区御津中山444-3
倉敷運転免許更新センター		倉敷市大島451-1 (倉敷警察署別館2階)

13 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。
 - ・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
 - ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
 - ・金融庁相談ダイヤル ナビダイヤル0570-016-811(IP電話からは03-5251-6811)

14 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時~17時)。

15 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・そんぽADRセンター(受付時間 9:15~17:00 ナビダイヤル0570-022-808)
(IP電話からは082-553-5201)
- 証券の紛失等により保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15~17:00)
 - ・フリーダイヤル0120-501-331(IP電話からは03-6836-1003)

16 生命保険の契約内容

- ◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸(最長6か月)、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。
また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル0120-001-731
 - ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950

17 医療機関の受診、介護サービスの利用

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保・介護保険は市町村)、各医療機関・介護事業所にお問い合わせください。

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります(平成30年10月末まで)。

詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保は市町村)、各医療機関にお問い合わせください。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

18 車検証の有効期間の伸長

- ◆ 岡山運輸支局が所管している下記の地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までの車両について、平成30年8月6日まで自動車検査証の有効期間が伸長されます。

なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加される場合があります。

詳しくは、中国運輸局自動車技術安全部技術課(082-228-9143)にお問い合わせください。

- 対象地域

岡山市東区、倉敷市、総社市、高梁市、早島町、矢掛町

19 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。

- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

- ◆ 詳しくは、年金ダイヤル(0570-051-165)[月曜 8:30~19:00、その他平日 8:30~17:15、第2土曜日 9:30~16:00]又は最寄りの年金事務所(国民年金課等)[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせください。

名称	電話番号、管轄区域(国民年金)
岡山東 年金事務所	電話:086-270-7925 管轄エリア:備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気郡
岡山西 年金事務所	電話:086-214-2163 管轄エリア:岡山市、玉野市
倉敷東 年金事務所	電話:086-423-6150 管轄エリア:倉敷市、総社市、都窪郡
倉敷西 年金事務所	電話:086-523-6395 管轄エリア:笠岡市、井原市、浅口市、浅口郡、小田郡
津山 年金事務所	電話:0868-31-2360 管轄エリア:津山市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡
高梁 年金事務所	電話:0866-21-0570 管轄エリア:高梁市、新見市、加賀郡

20 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、下記にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域(不動産登記)
岡山地方法務局	086-224-5658	岡山市北区の一部、中区、東区の一部、赤磐市、加賀郡吉備中央町の一部
岡山西出張所	086-244-7111	岡山市北区の一部、東区の一部、南区、玉野市
備前支局	0869-64-2770	備前市、瀬戸内市、和気郡(和気町)
倉敷支局	086-422-1260	倉敷市、総社市、都窪郡早島町
笠岡支局	0865-62-5295	笠岡市、井原市、浅口市、浅口郡(里庄町)、小田郡(矢掛町)
高梁支局	0866-22-2318	高梁市、新見市、 真庭市のうち 阿口、上皆部、上中津井、上水田、五名、下皆部、下中津井、宮地、山田 加賀郡吉備中央町のうち 上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山、吉川
津山支局	0868-22-9155	津山市、真庭市(高梁支局管轄に属する地域を除く。)、美作市、真庭郡(新庄村)、苫田郡(鏡野町)、勝田郡(勝央町、奈義町)、英田郡(西粟倉村)、久米郡(久米南町、美咲町)

21 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合

- ◆ 会社の代表者の印鑑や印鑑カードを紛失された場合には、下記にお問合せください。

名称	電話番号
岡山地方法務局法人登記部門	086-224-5715
倉敷支局	086-422-1260
高梁支局	0866-22-2318

22 自動車の廃車手続等

- ◆ 被災自動車(軽自動車除く)の廃車手続の際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続する必要があります。

なお、手続につきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局までお問合せ下さい。

名称	電話番号	住所
岡山運輸支局	050-5540-2072	岡山市北区富吉5301-5

(注) ダイヤル後、音声ガイダンスが流れます。流れ始めましたら「037」とプッシュして下さい。

- ◆ 軽自動車の廃車手続については、下記の軽自動車検査協会にお問合せください。

名称	電話番号	住所
軽自動車検査協会 岡山事務所	050-3816-3084	岡山市北区久米177-3

軽自動車検査協会ホームページ「Q&A」のコーナーからも廃車手続に必要な書類等を確認することができます。

- ◆ 大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。

23 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 以下の地域に国税の納税地を有する方については、国税に関する申告等の期限を延長する旨の指定が行われています(申告等の期限の延長の申請が不要です)。

※ 指定地域:岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、矢掛町

- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、下記の最寄りの税務署にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
岡山西税務署	086-254-3411	北区の一部 南区の一部 加賀郡
岡山東税務署	086-225-3141	北区の一部 中区 南区の一部
笠岡税務署	0865-62-3111	笠岡市 井原市 小田郡
久世税務署	0867-42-0450	真庭市 真庭郡
倉敷税務署	086-422-1201	倉敷市の一部 総社市 都窪郡
児島税務署	086-472-2630	倉敷市の一部
西大寺税務署	086-942-3815	東区の一部 瀬戸内市
瀬戸税務署	086-952-1155	東区の一部 備前市 赤磐市 和気郡
高梁税務署	0866-22-2546	高梁市
玉島税務署	086-522-3121	倉敷市の一部 浅口市 浅口郡
玉野税務署	0863-31-2131	玉野市
津山税務署	0868-22-3147	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡
新見税務署	0867-72-0951	新見市

24 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県民局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
備前県民局	086-233-9809	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、県外(自動車税のみ)
備中県民局	086-434-7012	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局	0868-23-1267	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

25 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

26 税についての相談

- ◆ 中国税理士会が、下記のフリーダイヤルで被災者の税金に関する相談に応じています。
電話：0120-927-370
受付時間：平日10:00～16:00

27 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者(市町村)にご確認ください。
- ◆ 電話
各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長(1か月程度)等の支援措置を実施しています。

NTT西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
NTTドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし)151(通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000(通話料無料)
au	au携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111(通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157(通話料無料)

- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、平成30年7月及び8月分の受信料が免除になります。
- ◆ 詳しくはNHK(0570-077-077 9:00～20:00 ご利用になれない場合050-3786-5003(有料))にお問い合わせください。
- ◆ 中国電力では、災害救助法適用市町村及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能設備の基本料金の免除等を実施しています。最寄りの中国電力セールスセンターにお申し込みください。

28 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金(10万円(返還不要))の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。
- ◆ 公益財団法人岡山県育英会では、①岡山県内に居住する世帯の生徒に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還期限猶予は、「奨学金返還猶予願」を同会に提出する必要があります。
- ◆ 岡山県高等学校貸付奨学金について、災害により返還が困難となった場合の返還期限猶予の申請を受け付けています。返還猶予を希望する場合、返還猶予申請書にり災(被災)証明書を添付して申請する必要があります。
- ◆ 真庭市では、被災による経済状況の急変で、「真庭市奨学金」の返済が困難となった返還者の方を対象に、返済の免除及び納付相談を行っています。詳しくは、真庭市教育委員会教育総務課(TEL0867-42-1085)にお問合せください。
このほか、市町村独自の奨学金制度がある場合、同様に返済の免除等を行っている場合もあります。詳しくは、該当の市町村にお問合せください。

29 労働保険

- ◆ 災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。
 - 1 対象となる事業主
平成30年7月豪雨に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産(事業財産)に相当の損失(おおむね20%以上)を受けた事業主の方が対象になります。
 - 2 対象となる労働保険料等
上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等(労働保険料、特別保険料及び一般拠出金)の全部又は一部が対象となります。
 - 3 必要となる手続き
納付の猶予を受けるためには、岡山労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要があります。
なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から2か月以内に申請していただくこととなります。
 - 4 必要書類の入手方法
申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、岡山労働局又は県内の労働基準監督署にごあります。また、岡山労働局のホームページからダウンロードすることも可能です。
- ※ 必要な書類を紛失した場合及びその他ご不明な点等につきましては、岡山労働局労働保険徴収室(TEL086-225-2012)又は次の最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

労働基準監督署名	管轄区域	電話番号
岡山労働基準監督署	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町のうち旧加茂川町地域	086-225-0593 (労災業務)
倉敷労働基準監督署	倉敷市、総社市、早島町	086-422-8177
津山労働基準監督署	津山市、真庭市、美作市、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町、鏡野町、西粟倉村、新庄村	0868-22-7157
笠岡労働基準監督署	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	0865-62-4196
和気労働基準監督署	備前市、赤磐市、和気町	0869-93-1358
新見労働基準監督署	新見市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町地域	0867-72-1136

- ◆ 岡山労働局では、大雨の被害に伴う事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、労働基準監督署に特別相談窓口を開設しています。詳しくは、岡山労働局労働基準部監督部（TEL086-225-2015）又は上記の最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

○ 相談受付内容

対象	相談内容
事業主	労働者の労務整理に関する相談 復旧工事の計画等、健康・安全に関する相談 総合労働相談
労働者	給料の未払、休業等に関する相談 労災補償給付等に関する相談 総合労働相談

30 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口又はお近くの商工会議所にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業
岡山支店	086-225-0011	086-232-3611	086-222-7666
倉敷支店	086-425-8401		
津山支店	0868-22-6135		

【岡山県信用保証協会】 本所 086-243-1124

倉敷支所 086-425-3103

津山支所 0868-22-7276

【商工組合中央金庫】 岡山支店 086-225-1131

【岡山県商工会連合会】 086-238-5666

【岡山県中小企業団体中央会】 086-224-2245

【中小企業庁】 岡山県よろず支援拠点 086-286-9667

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 中国本部 082-502-6300

【中国経済産業局 産業部 中小企業課】 082-224-5661

- ◆ 真備船穂商工会は、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口を7月17日(火)より真備船穂商工会本部に設置し、被災した中小零細企業の資金繰りや雇用の相談に無料で応じています(日本政策金融公庫倉敷支店の担当者と岡山県商工会連合会広域サポートセンター担当者が常駐して、中小企業・小規模事業者からの金融相談対応及び復旧に向けた支援等に対応しています。)

受付時間は、平日の10:30~16:00です。

詳しくは、同商工会船穂支所(電話 086-552-2204)にお問合せください。

- ◆ 岡山県と県信用保証協会は、豪雨災害により売上高等が減少している中小企業を支援するための低利融資制度である「危機対策資金」の取扱いを開始しています。

国のセーフティネット保証の指定地域である以下の18市町村にある企業が対象に、災害により売上高が前年同月比で20%以上減少し、市町村の認定を受けることが条件として、経営維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金について、8千万円を限度に融資するもので、岡山県と契約を結ぶ24金融機関で取り扱います。

詳しくは、岡山県信用保証協会のホームページの案内をご確認ください。

URL: <http://okayama-cgc.or.jp/wp-content/uploads/kikitaisakushikinn.pdf>

【対象地域】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町

- ◆ (公財)岡山県産業振興財団内に、平成30年7月豪雨による災害に対応した次の中小企業相談窓口が設置され、今回の災害により影響を受けた中小企業からの経営、金融、下請取引など経営全般の相談を受け付けています。

- 岡山県中小企業支援センター(公益財団法人岡山県産業振興財団内)
(岡山市北区芳賀5301 (086)286-9626 E-mail: sinfo@optic.or.jp)
- 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝休日を除く)

31 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

相談窓口等の名称	電話番号	受付時間
【岡山市内在住の方】 ①岡山市保健所 ②岡山市こころの健康センター (岡山市精神保健福祉センター)	①086-803-1267 ②086-803-1274	①月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分 ②月～金曜日(祝日除く) 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分
【岡山市以外在住の方】 心の電話相談	086-201-0828	月・水・木曜日 9時30分～12時00分 13時00分～16時00分
岡山いのちの電話	086-245-4343	24時間年中無休

32 子ども、妊婦の支援情報

- ◆ 国立成育医療研究センター(TEL03-3416-0181)は、「被災地の避難所等で生活をする赤ちゃんのためのQ&A(ご家族向け)」や「避難している妊産婦、乳幼児の支援のポイント」など、子どもの体調の変化や乳児への注意点といった避難生活に必要な情報を項目ごとにまとめた「緊急時のための成育医療情報ポータルサイト」を開設しています。
詳しくは、国立成育医療研究センターの下記ポータルサイトをご覧ください。
URL: <https://www.ncchd.go.jp/news/2018/portal/disaster.html>
- ◆ 岡山県では、このたびの豪雨により被災した地域の子育て家庭が、家屋の片付けや被災に伴う各種手続きを行う際などに、安心して子どもを預けられる場所を、岡山県立大学に開設します。
受付は、電話(岡山県子ども未来課 086-226-7348)のみで、平日9時から18時まで行っています(7月中は、平日に加えて、土・日・祝日の12時から17時まで受け付けています。)。
申込期間・受付状況は、岡山県子ども未来課ホームページでご確認ください。
URL: <http://www.pref.okayama.jp/page/567713.html>
- ◆ 岡山市では、火災、風水害、地震その他の災害により、居住する家屋等に損害があった場合、保育園、認定こども園、幼稚園等の利用者負担額を減免できる制度があります。
なお、被害の程度によっては、減免の対象とならないこともあります。詳しくは、岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部就園管理課支援係(電話:086-803-1432)へお問い合わせください。
- ◆ 高梁市では、豪雨災害で被災した子育て家庭が、被災に伴う家屋の片付けや申請など復旧作業を行う際に、保育士やボランティア等が、お子様を一時的に預かる被災家庭の「子どもの居場所」(利用料は無料)を設置しています。
詳しくは、高梁市子ども未来課(TEL:0866-21-0288)にお問合せください。

33 外国人の方への情報提供

- ◆ 岡山県国際交流協会では、被災された外国人の方に対し、多言語での情報提供や相談に対応しています日本語・英語対応。
TEL:086-256-2914 FAX:086-259-2489 E-mail:info@opief.or.jp
受付時間:月~土 9:00~17:00
- ◆ その他、多言語(中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、韓国語)での相談、弁護士による無料法律相談、行政書士によるビザ相談を行っています。
詳しくは、岡山県国際交流協会(TEL:086-256-2914)にお問合せください。

34 災害時の発達障害のある方の支援

- ◆ 発達障害のある方とご家族を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談・支援を行っています。

センター名	電話番号	住所
おかやま発達障害者支援センター	086-275-9277	岡山市北区祇園866
おかやま発達障害者支援センター県北支所	0868-22-1717	津山市山下53

35 農林漁業関係の災害復興

◆ 農林水産省相談窓口

中国四国農政局岡山県拠点 電話:086-899-8610

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等についての下記の相談窓口を設置しています。また、各農業協同組合等でも、融資等に関するご相談を受け付けています。

日本政策金融公庫 岡山支店	086-232-3611
農林中央金庫 岡山支店	086-222-3672

36 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている場合やボランティア活動への参加を希望されている場合は、各市町の社会福祉協議会にお問合せください。
- ◆ 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請または受入承諾したものに使用する車両については、高速道路等の有料道路を無料で使用できます。
詳しくは、岡山県危機管理課(TEL086-226-7385)にお問合せください。
- ・ 期間
平成30年7月10日(火)～9月30日(日)
 - ・ 料金免除措置を行う有料道路管理者
西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、各地方道路公社
 - ・ 申請方法
「災害派遣等従事車両証明の申請書」に必要事項を記載の上、事前に最寄りの都道府県又は市町村役場に申請し、災害派遣等従事車両証明書の交付を受けてください(岡山県内では、同県危機管理課、各県民局及び各市町村で申請を受け付けます。)

37 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

市町村	受付窓口	連絡先
岡山市	岡山市保健所衛生課動物衛生係	086-803-1259
倉敷市	倉敷市保健所生活衛生課動物管理係	086-434-9829
その他の市町村	岡山県動物愛護センター	086-724-9512